

第14回

人生100年時代を生きる資産とSDGs

行方市SDGs推進アドバイザー・茨城大学准教授 野田真里  
 年始のご挨拶 — SDGsからみる2022年度の社会制度変更

市民の皆さま、明けましておめでとうございます。2022年(令和4年)もよろしくお願いいたします。新型コロナウイルス禍につき、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスの世界的な流行は、ウイルスの変異等もあって、なかなか終息の目途が立っていません。新型コロナウイルス禍は、SDGsの全ての目標と関連しており、この危機を乗り越えることはSDGsの真価が問われているといえるでしょう。SDGsの目標年である2030年まであと9年、持続可能な行方の実現にむけて、皆さまとともに歩んでまいりたいと存じます。

2022年は、私たちの生活に大きく影響する社会制度の変更がなされます。ここでは、年金改革について、SDGsの観点からみてみましょう。

人生100年時代の資産とSDG 8「適切な雇用」

人生100年時代において、活力ある高齢化と、マルチステージの人生への転換が鍵となることを説明いたしました(本連載、第12、13回)。これを実現するための資産として、L・グラットン教授(ロンドンビジネススクール)は「有形資産」と「無形資産」をあげています。無形資産については別に譲り、ここでは有形資産(tangible assets)、なかでも老後において深刻なお金の問題について考えてみましょう。いわゆる「老後2000万円問題」(2019年金融庁報告書)の衝撃は、記憶に新しいところです。

SDGsのターゲット8.5には「2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性および女性、完全かつ生産的な雇用およびディーセント・ワーク、ならびに同一労働同一賃金を達成する」とあります。高齢者を含めて全ての

人々が、適切な雇用と賃金を得ることが重要といえるでしょう。

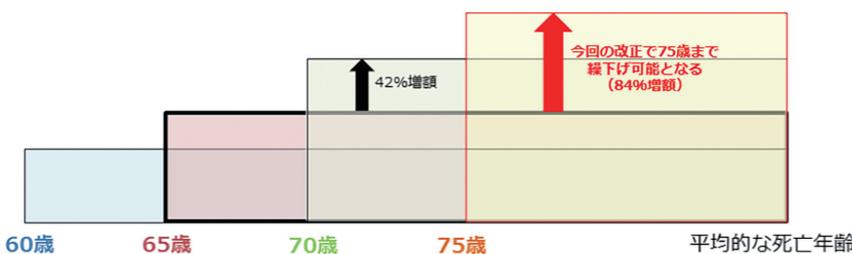
年金改革と高齢者が長く働くインセンティブ

新年度の年金改革においては人生100年時代にむけて高齢者が長く働き、金融資産を確保するための政策的インセンティブ(動機付け、報奨)が提供されます。第1に、60歳〜64歳の方の高齢者の年金支給停止基準(賃金と年金の月額)が28万円から47万円に緩和されます。つまり、60〜64歳の方がお仕事を続けた場合、従来28万円を賃金と年金の月額が超えた場合に、年金の支給停止となっていたものが、47万円に引き上げられます。(特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度の変更・低在老)なお、65歳以上の方については、現行の47万円のままです(在職老齢年金制度・高在老)。

第2に、在職時改定の制度が導入されます。これにより「就労を継続したことの効果を、退職を待たずに早期に年金額に反映することで年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充

実が図られます」(厚生労働省)。そして第3に、年金開始年齢の変更がなされます(図)。年金支給年齢が75歳まで繰り下げられるようになり、長く働いて年金を受け取る時期が遅くなるほど、年金が増加する(最大84%)仕組みになります。人生100年時代、持続可能で多様な生活を元気に実現したいものですね。

図 年金支給開始年齢の変更



出典：厚生労働省「年金制度改正法(令和2年法律第40号)が成立しました」(2021年12月15日閲覧 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html))